　第１３号議案

　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　第１５条第１項第１号および第２号中「公民権行使等休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

付　則

　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

　（説明）職員の出生サポート休暇を定める必要がある。